農業経営サポート事業審査会設置要領

２５産労農振第１７５９号
平成２６年３月３１日

第１　設置

農業経営サポート事業実施要綱（平成 26 年３月 31 日付 25 産労農振第 1757 号。）第４に基づき、農業経営サポート事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第２　職務

審査会は、交付申請があった事業計画の内容について妥当性や実効性、先進性があるか審査を行う。

第３　構成

審査会は下記のものをもって構成する。

(1) 産業労働局農林水産部農業振興課長
(2) 産業労働局農業振興事務所農務課長
(3) 東京都農業会議業務部長
(4) 東京都農業協同組合中央会営農農政部長
(5) 公益財団法人東京都農林水産振興財団農業振興課長
(6) 経営コンサルタント等の専門家
(7) その他農林水産部長が指定するもの

第４　会長

会長は産業労働局農林水産部農業振興課長が務める。

第５　運営

１　審査会は、会長が招集する。
２　委員の任期は２年以内とする。ただし、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　審査会は、委員の 1/2 の出席をもって成立する。審査会の委員は、審査会を欠席する場合、委任状を提出するものとする。

第６　事務局

審査会の庶務は、東京都産業労働局農林水産部農業振興課が務める。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。